平成２３年（フ）第５１８号
和歌山市榎原269番地の26
債務者　福盛　　修
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１９号
和歌山市榎原269番地の26
債務者　福盛　　紫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２７号
和歌山市松江東２丁目４番32号　松鶴松江壱番館207号
債務者　上田　資幸
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３０号
和歌山県海南市岡田527番地11
債務者　布居　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３２号
和歌山市栄谷60番地　県住４－２－84
債務者　福山　嗣子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
山口県岩国市玖珂町4243番地
債務者　石橋　順子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１０７号
山口県柳井市阿月720番地５
債務者　野村美津枝
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１０８号
山口県柳井市新庄1587番地２
債務者　井上　真実（旧姓桝村）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県岩国市玖珂町505番地１
債務者　河内　　寛
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５５０号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目４番47―202号、申立時の住所兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘35番地の122
債務者　久保田　実
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６３号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番18―502号、従前の住所広島市中区流川町５番３号
債務者　河合　輝康
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２９号
神戸市灘区鶴甲４丁目６番22―508号
債務者　寺尾　忠晃
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７０号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1108号、従前の住所神戸市須磨区菅の台３丁目５番地の３
債務者　赤木　孝栄
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
兵庫県篠山市京町138番地、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町前坂1097番地の１
債務者　三木　和好
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
大分市大津町１丁目22番16号河野アパート203
債務者　石田　　正
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７３号
大分市大字小池原77番地の１クレメントＡ201
債務者　平山由佳里
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓2112番地２
債務者　川村　　健
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係